

雲仙市農業委員会だより

イチゴハウスで見つける一期一会の恋

♡イチ婚♡開催



ハウスでのイチゴ摘み

本年1月15日（日）、愛野町のイチゴハウスと愛野町公民館において婚活イベントを開催しました。

当日は市内外から男性23名、女性18名の参加があり、イチゴの収穫や試食、農産物争奪ビンゴゲーム大会を通じて交流を深めることができました。

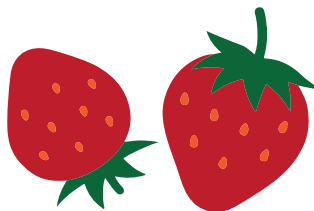
農業委員も参加してイチゴの収穫指導などを行ないました。



男性からの花束贈呈



1分間自己紹介

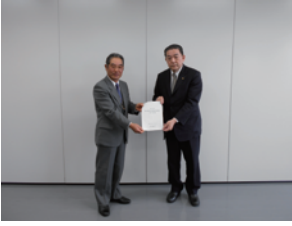


編集・発行 雲仙市農業委員会

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名 714 番地
TEL. 0957-38-3111 FAX. 0957-38-3205

農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出

平成28年12月12日、雲仙市農業委員会は雲仙市に対し、平成29年度雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出しました。



【意見項目と雲仙市の回答】

1. 認定農業者等の担い手に対する労働確保対策について

1) 常時雇用できる農業者グループづくりと被雇用者確保対策

①異なる農業形態分野や作型の組み合わせで、年間を通じて雇用できる農業者グループ等の育成や、他産業との連携により労働力を補完できる仕組みを研究し、構築すること。

②被雇用者の確保対策として、失業者や定年され年金を受給されるまでの方等のリストアップを通じて、農業での再雇用につながる道筋を確立すること。

③これらを推進するために、年間を通じて雇用できる仕組みづくりについて協議し、雇用についてのサポート体制を整備すること。

2) 国家戦略特区による外国人就農の支援について

県の提案である「国家戦略特区による外国人就農」は本市にとって重要な取り組みであると思われるので、本市が率先して賛同するとともに、いち早く取り組めるよう体制整備を行うこと。

【回答】（農林水産課）

1) ①異なる農業者等で労働力をシェアできるような取組につきましても、まずは生産部会のような同品目における年間通じての雇用確保に向けて研究したいと考えております。

また、労力シェアに向けた取組について、地域農業の牽引的な農業者や農業者グループを育成し、効果的かつ継続的なシステムが確立するためにどのような支援が可能となるのか研究を進めたいと考えております。

②被雇用者の確保対策として、高齢者による労働確保という取組については、市としても地域内における労働力という観点で重要な取組と考えております。農作業に対応できる方々を増やすためには、数多くの課題があると思われるので、他の取組も含めて分析し、体制づくりを進めたいと考えております。

③雇用についてのサポート体制につきましては、市としてもシステム構築のための情報共有や協議・検討を行う組織の必要性を感じているところですが、農業者自らも雇用者として確かなスキルを身につけて頂くことも、大変重要なことではないかと思われれます。

市としては、引き続き農業者との連携を図りながら、労働確保に向けた取組を進めたいと考えております。

2) 「国家戦略特区による外国人就農」につきましても、現在、国との協議が進められており、最終的にどのような制度になるのか引き続き情報を収集し、特区が施行された場合には、それに応じた体制整備も必要になりますので、県との連携を図りながら進めたいと考えております。

また、市としても、このような制度を積極的に推進し、研究を進めるとともに、外国人雇用については、安く使いやすい労働力という考えが先行しないよう、農業者のスキルも重要になることから、受け入れる農業者の育成に向けた取組についても推進したいと考えております。

2. 集落宮農組織の育成について

1) 集落宮農の組織づくりの推進

地域にあった集落宮農の組織づくりを推進するための体制を整備し、計画的かつ強力に集落宮農を推進し、多様な人材の加入も視野に入れた組織の育成を図ること。

2) 農用地利用改善団体を結成するよう指導すること。

3) 集落宮農組織の法人化に向けた指導を強化すること。

【回答】（農林水産課）

1) 集落宮農の組織化につきましても、地域農業の高齢化や担い手不足により必要性が年々増加している状況は認識しております。

今後も、高齢化や担い手の減少が見込まれることから、集落宮農の組織づくりを島原振興局やJA等の関係機関と一緒に推進を図ってまいります。現在は、瑞穂地区において、平成27年度から県が取り組んでいる「農村集落機能サポート事業」を活用し、3組織による機械の共同利用や米の販売等についての意見集約を行っている状況です。今後は、その状況を踏まえながら、市内全域へ集落宮農組織化の推進を図っていきたくと考えております。

2) 農用地利用改善団体は、集落の地縁的なまとまりのある区域内の農地の地権者からなる団体であり、その区域内における農作業の共同化や農地の利用関係の改善を実施するものとされており、更に、集落で地縁的なまとまりのある区域に出向き、その地域の合意形成を図りながら、集落宮農組織の推進を図って参ります。

3) 市内には、法人化した集落宮農組織はありませんが、まずは農作業の受委託による取扱面積が大きい、吾妻集落宮農組合から法人化に向けた説明を昨年末より、島原振興局と連携して行っております。今後も法人化のメリット等を理解してもらうために、組織の役員会や総会等の機会を捉えて、説明等を行って参ります。

3. 農業委員会等に関する法律の改正に伴う対応について

農業委員の選出方法については、農業に関する知識は勿論のこと、地域事情に精通し、地域のリーダー的人材が、最も適していることを踏まえ地域バランスを考慮した選任を行うこと。併せて女性・青年の積極的な登用を行うこと。

また、農業委員会の許認可業務とともに新たに追加された業務等に適切に対応するため、事務局の体制強化及び必要となる予算措置を含め、協力支援を行うこと。

【回答】（人事課）

法律の改正に伴う農業委員の選任につきましては、改正法の規定を遵守することはもちろんのこと、現在の農業委員の皆様や農業委員会事務局からのご意見を十分に踏まえた上で、庁内各部署で連携・協議しながら進めて参ります。

また、事務局体制や財政措置につきましても、雲仙市全体での調整の中で、適正な配置に努めて参ります。

農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施しました



農地の利用状況調査が法定化され、遊休農地の解消・違反転用の防止等のため、毎年実施しています。

平成 28 年度は、7 月から 8 月を中心に行いました。遊休農地は、病虫害の発生やイノシシのすみか、不法投棄の原因になり、周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れがあります。農地をお持ちの方は、適正な管理をお願いします。

また、遊休農地を放置しておくこと固定資産税が高くなる場合がありますのでご注意ください。

今後も毎年同じ時期に農地の利用状況調査を行う予定です。

期間中は、農業委員等が皆様の農地に立ち入ることがあると思いますが、ご理解とご協力をお願いします。



農地に係る課税の強化・軽減について

●遊休農地の課税の強化について

平成 29 年度から、遊休農地に係る固定資産税が高くなる場合があります。

【対象となる農地】

農地法に基づき農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地。

協議勧告が行われるのは、機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定。

【課税強化の手法】

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格 × 0.55（限界収益率）となっているところ、遊休農地については、0.55 を乗じないこととする（結果的に 1.8 倍になる）。

【実施時期】

平成 29 年度課税分から実施。

初年度は、固定資産税の賦課期日である平成 29 年 1 月 1 日（今後毎年 1 月 1 日）時点で農地中間管理機構との協議勧告が行われている場合に課税強化が行われます。（雲仙市では、平成 29 年度に該当する農地はありません。）

●農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減について

【対象となる場合】

所有する全農地（10 アール未満の自作地を残した全農地）を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に 10 年以上の期間で貸し付けた場合。

【課税軽減の手法】

新たに機構に貸し付けた農地のうち農業振興地域内の農地に係る固定資産税を以下の期間中 1/2 に軽減する。

①15 年以上の貸付：5 年間軽減 ②10 年以上 15 年未満の貸付：3 年間軽減

【実施時期】

平成 28 年 4 月 1 日から固定資産税の賦課期日である平成 29 年 1 月 1 日までに機構に貸し付けた場合は、平成 29 年度課税分から実施。（平成 28 年度以降新たに貸し付けた場合に限定）

遊休農地への対応について

農地利用状況調査及び意向調査について

①農地利用状況調査とは、農地法に基づき毎年1回、管内の全農地の利用状況を確認する調査で、

▶地域の農地利用の確認 ▶遊休農地の実態把握と発生防止・解消 ▶違反転用発生防止・早期発見
 など管内農地の状況を把握し、農地利用の最適化を推進していくことを主な目的とし、各地区の農業委員が地域の農地の調査を行っています。

また、農地法では、「農地の権利を有する者は、当該農地の適性かつ効率的な利用を確保しなければならない」と規定されていますので農地の適正な管理をお願いします。

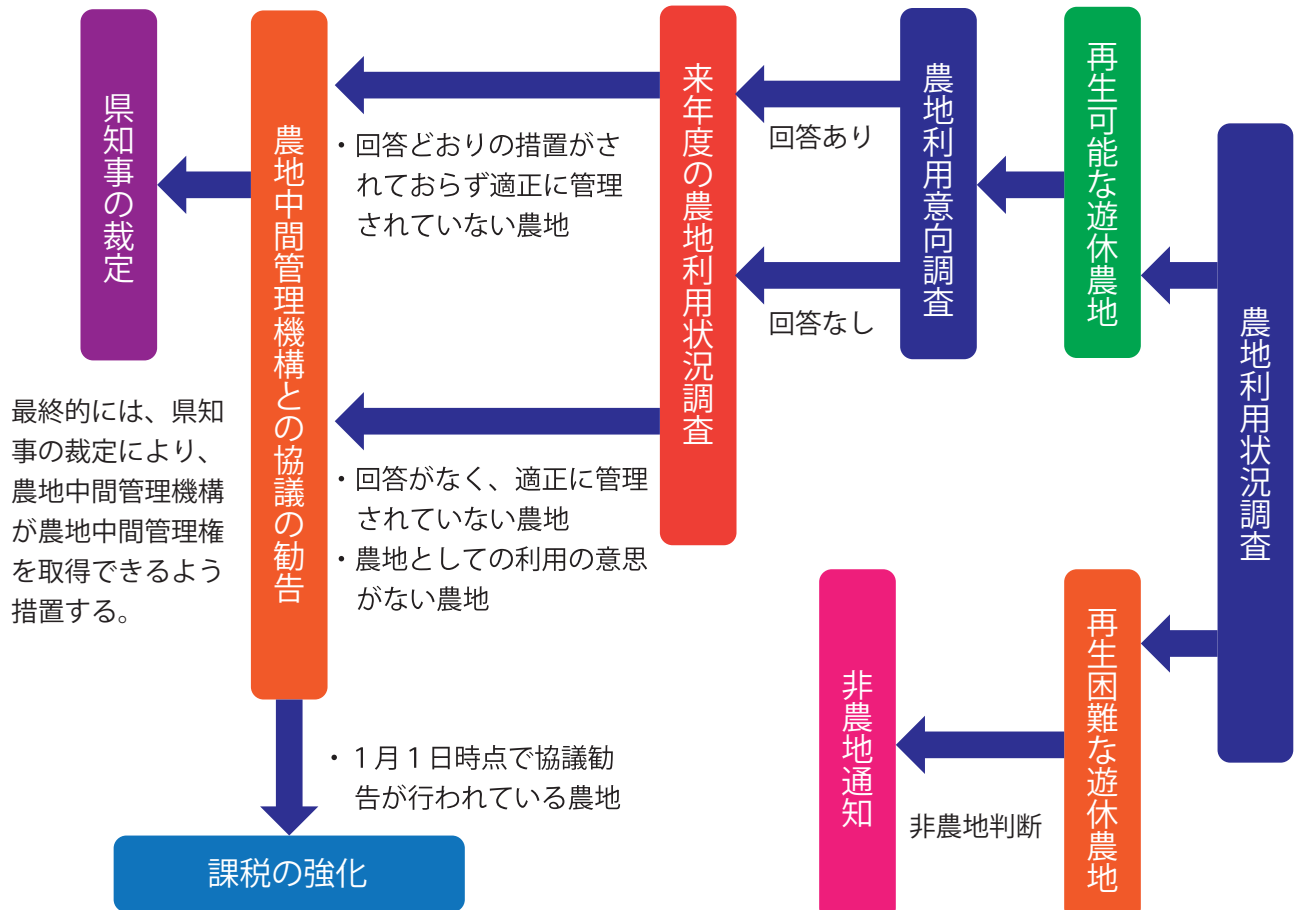
②農地利用意向調査とは、農地利用状況調査により判明した再生可能な遊休農地（雑草・雑木が繁茂している等、荒れているが利用可能な農地）について、所有者又は管理者に対して今後の利用の意向を確認する調査です。利用の方法としては、

- ▶農地中間管理機構を利用する
- ▶農地利用集積円滑化団体を利用する
- ▶自ら賃貸借・売却する相手を探す
- ▶自ら耕作する 等

となり、遊休農地の発生防止や解消及び農地の有効利用の促進を図ることを目的とした調査です。なお、本調査に回答がない場合や回答内容どおりの措置が講じられない場合には、「農地中間管理機構との協議の勧告」へと移行し、遊休農地の課税強化の対象となる可能性があります。

本調査が届いている場合で、まだ回答されていない方や回答内容どおりの措置をなされていない方は、速やかに対応いただくようお願いいたします。なお、農地の貸付等を希望される場合は、農業委員又は農業委員会事務局までご相談ください。

農地利用状況調査と遊休農地の措置フロー図



水田放牧による農地集積及び遊休農地の解消を進めています！

瑞穂町 上伏尾地区の事例

瑞穂町の上伏尾地区は、およそ 5ha の水田がありますが、近年は農家の高齢化などにより、作付が行われておらず、徐々に遊休農地化が進んでいる状態でした。

そこで農地所有者による農地の活用について話し合いが行われ、和牛放牧を進めることになりました。

同地区の近隣集落で肉用牛繁殖経営を営んでいる小渡寛さんに、農地中間管理事業を活用して農地を集積し、地区内の遊休農地を解消するとともに、電気柵の設置作業を行い、29年5月頃から放牧を実施する予定です。



畜産農家の小渡寛さん

遊休農地の解消の状況



電気柵の設置作業

【事業概要】

農地集積面積：41,662 m²

水田筆数：60 筆 農地所有者数：15 名

遊休農地解消面積：12,174 m²

【関連事業】

○水田経営所得安定対策（転作による飼料作物作付 3.5 万円 /10a + 耕畜連携対策 1.3 万円 /10a + 団地化加算 1.0 万円 /10a）

○耕作放棄地解消事業 5.0 万円 /10a（再生作業）

○農地集積協力金（当地区の場合 2.1 万円 /10a）

※この他に、雲仙市では瑞穂町上横田地区（約 3 ha）でも水田放牧による農地集積及び遊休農地の解消を進めています。

農業者年金

農業者年金に加入しませんか

次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます

(加入要件)

- ①年間 60 日以上農業従事
- ②国民年金第一号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ③60 歳未満

(農業者年金の特徴)

- ・積立て方式で安心
- ・加入・脱退も自由
- ・保険料は全額社会保険料控除
- ・保険料はいつでも変更できる
- ・農業の担い手には保険料補助（要件有）
- ・終身年金 80 歳までの死亡一時金あり



※年金のことをもっと知りたい方は
ホームページを検索

〈お問合せ〉

※雲仙市農業委員会及び島原雲仙農協各支店まで

農業者年金基金

検索



農業者年金加入者・受給者の声

今回で紹介するのは、吾妻町でブロッコリーを中心に生産されている吹原さん親子です。

父の繁男さんは、平成 28 年に息子さんの大介さんに経営移譲をして経営移譲年金を受給されています。

大介さんは、以前、国から保険料の補助を受ける政策支援を活用していましたが、現在は保険料の額を自由に選べる通常加入に切り替えています。

農業者年金で支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、節税にも繋がるし、積立て方式でもあるので、安心して保険料を納めることができるということでした。



農業者年金加入推進



「若手農業者にも他産業並みの年金をもらっていただきたいので、加入推進を頑張っている」と語るのは、雲仙市農業委員会の小筏副会長です。

農業者年金の加入推進活動の際、保険料が社会保険料控除となることや、額は自由に決められること等を中心に説明しているそうです。

これからも農業者年金制度を知らない方に制度説明を行っていききたいと張り切っていました。

農地の貸借・売買・贈与等について

◆農地の異動については、農業委員会の許可が必要です◆

農地法第3条又は農業経営基盤強化促進法による手続きがあります。

許可を受けるには、受け手の下限面積・耕作状況等、要件があります。
受け手の状況（認定農業者）等により、農業経営基盤強化促進法を利用できます。

◎賃貸借について借り手は、雲仙市農地流動化奨励事業補助金を受けることができます。

※1 契約期間が5年以上の賃貸借で、雲仙市内在住の農業者が対象となります。

※2 新規・・・10,000円/10a 再設定・・・5,000円/10a

※3 農地中間管理事業による貸借については、対象となりません。

◎売買・贈与については、許可なく所有者変更はできず、法務局での登記手続きもできません。

◎相続についても届出が必要です。

◎農地の強制競売に参加するためには、農地法の各要件についての審査を受け、適当であるとされた者に交付される、買受適格証明書が必要となります。交付には、通常の農地法許可申請と同様の時間がかかりますのでご注意ください。

◆農業経営基盤強化促進法のメリット◆

●所有権移転

- ・登記手続きまで農業委員会でを行います。
- ・譲渡所得の特別控除（800万円）を受けられます。（農振農用地のみ対象）

●貸借権設定

- ・未相続農地でも相続人の2分の1を超える同意がある場合のみ、5年以内の契約ができますが、相続時に必要な戸籍関係書類（原本還付可）・同意書の添付が必要です。
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく貸借については、期間が満了すれば農地は自動的に返還されます。引き続き貸借を行う場合は、再設定の手続きが必要です。

無断転用は農地法違反です!!

◆農地を農地以外のものにする場合は許可が必要です◆

4条申請

自分名義の農地を転用するとき

5条申請

他人名義の農地を買って、又は借りて転用するとき

農地の転用には主に次に掲げるものがあります。

- ◎農地に、住宅、店舗、農業用施設などを建てる時。
- ◎農地を駐車場、資材置場、太陽光発電施設、私道などとして使用するとき。
- ◎農地を工事現場事務所、資材置場・残土処理場として一時的に使用するとき。
- ◎墓を建てる場合は、墓地埋葬法の許可も必要です。

農地区分により許可基準が異なります。目的によっては、転用できない場合もありますので、詳しくは農業委員会へご相談ください。

※申請前に農林水産課において農業振興地域の農用区域外の農地であるか確認が必要です。
農用区域内の場合は、事前に農林水産課で除外手続きをしなければなりません。
詳しくは、農林水産課まで。

農地法第3条・4条・5条・買受適格証明願、農業経営基盤強化促進法等の申請受付期間

毎月14日が締切日です。締切日が土・日・祝日にあたる場合は、翌開庁日となります。

農地中間管理事業をご活用ください

【出し手】

- ◎農業を引退したい
- ◎貸したいが受け手が見つからない
- ◎一定期間、大切な農地を貸したい

【受け手】

- ◎経営規模を拡大したい
- ◎分散した農地をまとめたい
- ◎新規に農業を始めたい

【農地中間管理機構】

- ◎「出し手」と「受け手」の希望がマッチングしたものから、契約手続きを行います。
- ◎「受け手」がまとまった農地で営農ができるようにします。

地域に対する支援	「出し手」に対する支援	
地域集積協力金	経営転換協力金	耕作者集積協力金
地域内の全農地の2割以上が機構に貸し付けられること	経営転換・リタイアする農業者など、全農地を10年以上機構に貸し付け、機構から受け手に貸し付けられること	機構の借受農地等に隣接する農地を10年以上機構に貸し付けた耕作者

※協力金の金額については、お問合せください。

【農地中間管理事業のお問合せ】 雲仙市農林水産課 TEL: 0957-38-3111
長崎県農業振興公社 TEL: 095-894-3848

平成 28 年 雲仙市賃借料情報

平成 28 年 1 月から 12 月までに締結された賃借料水準（10a 当たり）は、次のとおりです。

※あくまでも農地の賃貸借契約をする際の目安としての参考金額です。

（単位：円）

締結された地域名	田（水稻）の部（データ数 215 筆）			畑（普通畑）の部（データ数 288 筆）		
	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
国見町全域	11,691	20,283	4,189	12,048	22,412	4,625
瑞穂町全域	13,799	21,103	6,705	10,629	14,474	4,762
吾妻町全域	17,766	29,070	10,220	15,528	20,595	8,880
愛野町全域	16,861	27,387	8,963	13,089	21,542	4,680
千々石町全域	15,793	28,226	5,275	16,566	20,458	6,254
小浜町全域	20,000	20,000	20,000	8,395	10,021	4,878
南串山町全域	14,582	23,431	5,713	18,494	31,056	5,713
雲仙市	15,785	29,070	4,189	13,536	31,056	4,625

※小浜町の田の賃借料については、実績が1件のみのため同額となっています

全国農業新聞

発行日：月4回金曜日
購読料：月額700円
申込み：雲仙市農業委員会へ

全国農業新聞を読んでみませんか！

- ◎農業・農政の動きをわかりやすく解説！
- ◎先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介！
- ◎暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！